

電子請求システム導入事業に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

姫路市

## 1 募集の概要

本市では文書管理・財務会計システムの再構築を機に文書事務に関し、テレワークを始めとする多様な働き方の推進や公文書の改ざん防止、執務環境の改善といった課題に対応するため、ペーパーレス化の推進に努めてきたところである。

その結果、令和5年度における電子決裁率は99%以上に達する等の成果を収める一方、文書に係る完全電子化率は70%程度に留まるなど、ペーパーレス化の徹底が図られているとは言い難い。

その要因の一つとして、会計事務における支払処理に関し、根拠資料として見積書、契約書及び請求書等について、紙資料を添付する運用が定着している点が挙げられる。

契約書については既に電子契約システムを導入済みであることから、今後、請求書及び見積書についても電子請求システムを導入することにより、より一層のペーパーレス化及び行政サービスの向上を目指すものである。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

なお、単独で事業の実施が困難な場合は業務の一部について、書面により本市の承諾を得たときは、再委託を行うことができる。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和2年4月1日以後に完了した、若しくは公告日時点において1年以上履行を継続している国又は地方公共団体が発注した電子請求システム（債権者がインターネット上で請求データを起票し、債務者はインターネット又は総合行政ネットワーク上で当該請求データを受領することができるシステムをいう。以下同じ。）に係る導入の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室情報基盤システム担当（以下「デジタル戦略室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2162

FAX (079) 221-2161

電子メール [jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp](mailto:jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp)

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年(2025年)7月2日から 令和7年(2025年)9月1日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 （参加表明者は、必要に応じて姫路市ホームページに掲載する電子請求システム導入業務委託契約約款（案）及び電子請求システムサービス利用契約約款（案）を閲覧し、確認すること。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031192.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031192.html</a> ) )

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項番	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年7月 2日 (水)
2	参加表明手続の提出書類の受付開始	令和7年7月 9日 (水) 午前 9時
3	参加表明手続の提出書類の受付締切	令和7年7月14日 (月) 午後 4時
4	参加資格確認結果の通知 プロポーザルに関する質問受付開始	令和7年7月15日 (火)
5	プロポーザルに関する質問受付締切	令和7年7月22日 (火) 午後 4時
6	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年7月25日 (金) 午前10時
7	提案資料の受付開始	令和7年7月30日 (水) 午前 9時
8	提案資料の受付締切	令和7年8月 1日 (金) 午後 4時
9	提案資料に関するヒアリング期間	令和7年8月 8日 (金) 午前 9時 ～8月18日 (月) 午後 5時
10	契約候補者特定通知予定	令和7年8月25日 (月) 予定
11	契約締結予定及び審査結果の公表予定	令和7年9月 1日 (月) 予定

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書 (様式1)
- (イ) 履歴事項全部証明書 (令和7年4月2日以降に発行された最新のもの (写し可))
- (ウ) 業務実績調書 (様式2)
- (エ) 姫路市税の納税証明書 (一般競争入札参加用) (公告日以後に発行されたもの (写し可)、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (オ) 国税の納税証明書 (税務署様式その3の3) (公告日以後に発行されたもの (写し可))

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和7年(2025年)7月 2日から 令和7年(2025年)7月14日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031192.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031192.html</a> ))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年7月9日午前9時から同月14日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年7月15日までに参加資格確認通知書を電子メールで送信することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年7月22日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明手続きに係る留意事項

ア 提出する書類の作成に係る費用は、参加表明者の負担とする。

イ 提出された書類は、一切返却しない。

## 6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 前項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年7月22日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年7月25日午前10時から

イ 回答方法

回答は、質問者を特定できない形で姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加

又は修正事項とする。

イ 本プロポーザルに当たっては、質問期間を設けており、参加者は、プロポーザル実施後において、配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

ウ 質問が第8項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

エ 質問者名は公表しない。

## 7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提案資料

姫路市ホームページに掲載する「電子請求システム導入事業に係る提案資料」の第1項、提案資料一覧（以下「提案資料一覧」という。）に掲げる書類一式について、原本及び写しを紙媒体で提出すること。併せて、原本を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

### (3) 提出部数

提案資料一覧に記載する提出部数のとおり。

### (4) 提出場所

デジタル戦略室

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年7月30日午前9時から8月1日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 写しには、提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者（再委託先を含む。）が特定できるような表示及び記載箇所は、当該箇所を参加資格確認通知書に記載した文字列で代替すること。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、これらに基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提案資料の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

カ 提出された提案資料は、一切返却しない。

キ 提出された提案資料は、本事業の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製す

る場合がある。

ク 提出された提案資料は、本事業以外の目的で使用しない。

## 8 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、提案資料の内容を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、電子請求システム導入事業に係るプロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に関する疑問点や確認事項について、本市から参加者に対して電子メールにより、ヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングについては、令和7年8月8日午前9時に本市から電子メールを送信するので、参加者は令和7年8月18日午後5時までに電子メールによって本市へ回答するものとする。

なお、電子メールの送信については、本市から参加表明書に記載の窓口担当者へ電話連絡を行う。また、参加者から本市へ回答する場合も、参加表明書に記載の窓口担当者からデジタル戦略室へ電話連絡すること。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、サービス利用に係る費用の最も低い者を契約候補者とする。サービス利用に係る費用の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	合計
業務経歴	業務経歴調書（様式5）	・都道府県、政令指定都市、中核市若しくは特別区での履行実績があるか。	25点	25点
要求水準	要求水準回答書（様式7-1及び様式7-2）	・「要求水準回答書」において、「適合状況」欄の回答が「×」の場合は失格とする。 <u>注 「適合状況」欄に「△」と回答された場合であっても、備考欄に記載された回答等を考慮した上で、本市が想定する基準を満たしていないと判断する場合は、「×」と回答したものとみなす。</u>	配点なし	
提案書※	①業務実施体制（任意様式。以下②から⑨において同じ。）	・電子請求システムの導入及びサービス利用に関して、それぞれ体制が十分整備されているか。 ・各人員について、その役割や経歴が明記され、電子請求システムの導入に携わったことがある人員が配置されているか。	15点× 選定委員 5名	75点

	②工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子請求システム導入に係る各工程（要件定義、基本設計、詳細設計及びテスト等）に十分な期間が割り当てられた工程表が作成されているか。</li> </ul>	15点× 選定委員 5名	75点
提案書※	③請求データの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者より受領した請求データを本市の財務会計システム（GPRIME財務会計）へ効率的に連携（請求データにより支出命令又は支出負担行為兼命令に係る起票処理が省力化されている状態を指す。）することができるか。</li> <li>財務会計システムへ連携可能な個別具体的な処理（支出命令及び支出負担行為兼命令）は充実しているか。</li> </ul>	25点× 選定委員 5名	125点
	④財務会計システムとの連携実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への電子請求システムの導入において、財務会計システム（GPRIME財務会計）との連携実績があるか。</li> </ul>	25点	25点
	⑤見積データの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者より受領した見積データを本市の財務会計システム（GPRIME財務会計）へ効率的に連携（見積データにより執行伺又は支出負担行為に係る起票処理が省力化されている状態を指す。）することができるか。</li> <li>財務会計システムへ連携可能な個別具体的な処理（執行伺及び支出負担行為）は充実しているか。</li> </ul>	25点× 選定委員 5名	125点
	⑥誤入力防止、審査効率化の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子請求システムを利用して起票する執行伺、支出負担行為、支出命令又は支出負担行為兼命令の伝票について、起票又は審査する際の誤入力の防止や審査の負担軽減（入力項目のエラーチェック等）に寄与するシステムの機能が充実しているか。</li> </ul>	20点× 選定委員 5名	100点
	⑦事業者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が自社で請求書を発行できるシステムを利用している場合に、当該システムから出力された請求データ（CSV形式等）を取り込むことができるか。</li> </ul>	20点× 選定委員 5名	100点
	⑧その他帳票	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求及び見積データとは独立して、電子請求システムで作成できる帳票データ（完了届等）が充実しているか。</li> <li>電子請求システムで作成できない帳票に関し、電子請求システムに電子ファイルをアップロードすることにより、事業者と本市の間で当該電子ファイルの授受ができるか。</li> </ul>	20点× 選定委員 5名	100点
	⑨LGWAN対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子請求システムがLGWAN-ASPとして提供されているか。</li> </ul>	25点	25点
	⑩サービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用に関して、障害対応並びに職員及び事業者による問合せ対応といったサポート体制が充実しているか。</li> </ul>	20点× 選定委員 5名	100点
	⑪その他追加提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準回答書及び提案書①から⑩に記載された内容以外で記載されたその他追加提案は実用的か。</li> </ul>	15点× 選定委員 5名	75点
	合計			950点

※ 提案書については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。  
ただし、業務経歴、提案書「④財務会計システムへの連携実績」及び「⑨LGWAN対応」については、それぞれ実績があれば25点とし、実績がなければ0点とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

提案資料一覧の様式6「電子請求システム導入事業に係る事業費（受託希望金額）」に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額（総事業費）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である50点を付与し、その他の提案者の評価点は、50点に第1位の受託希望金額（総事業費）と当該提案者が示す受託希望金額（総事業費）との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

**価格評価点＝（全提案中最低の受託希望金額（総事業費）**

**÷提案者が示す受託希望金額（総事業費））×50点**

※ ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案等に関する評価点（950点満点）、事業費（受託希望金額）に関する評価点（50点満点）の合計により算出する。（1,000点満点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年8月25日に行う。特定された契約候補者への連絡は、書面又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市が定める期日までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年9月1日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 9 契約の方法

- (1) 契約候補者と契約締結に係る交渉を行い、契約を締結する予定である。同契約の様子は、要求水準書及び提案資料を基に作成する予定であるが、提案内容に基づき交渉した結果、仕様について変更を行うことがある。その際は、提案時の見積額から契約額が変更となる場合がある。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、合意に至るまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 10 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。
- (2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

## 11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第8項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提案資料に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第378号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を受託希望金額として提案した者又は0円以下の金額を受託希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表

その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 14 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。